

吉発第 1078 号
平成30年6月20日

各 位



重度心身障害者医療費支給事業における現物給付の実施について（お願い）

若竹の候、貴職におかれましては益々御健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日頃、本町の医療行政の推進に対しまして、御理解、御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本町で行っている重度心身障害者医療費支給事業につきましては、貴職の御協力を賜り、平成23年10月診療分から0歳から中学校修了までの受給者を対象に、現物給付を実施しております。

障害福祉サービスの向上のため、平成30年7月診療分から全年齢の受給者を対象に現物給付を実施することといたしましたので、御多用の折、誠に恐縮ですが、御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

担当 福祉町民課福祉係
電話 0493-63-5012（直通）
FAX 0493-54-4970

写

吉発第 428号
平成30年5月2日

比企医師会
会長 須田 清美 様

吉見町長 宮崎 善雄



重度心身障害者医療費支給事業の現物給付における年齢制限廃止に伴う
協定締結医療機関の事業推進の協力について（お願い）

新緑の候、貴職におかれましては益々御健勝のこととお慶び申し上げます。
また、日頃、本町の医療行政の推進に対しまして、御理解、御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本町で行っている重度心身障害者医療費支給事業につきましては、貴職管内の医療機関の御協力を賜り、平成23年10月診療分から0歳から中学校修了までの受給者を対象に、現物給付を実施しております。

障害福祉サービスの向上のため、平成30年7月診療分から全年齢の受給者を対象とした現物給付の実施に向け準備をしておりますので、御多用の折、誠に恐縮ですが、貴職ならびに関係機関の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

担当 福祉町民課福祉係
電話 0493-63-5012（直通）
FAX 0493-54-4970

吉見町重度心身障害者医療費「現物給付」取扱いのお願い

《概要》

吉見町重度心身障害者医療費支給事業につきましては、平成23年10月診療分から、0歳から15歳到達年度末（中学校修了）までの児童を対象に「現物給付」を実施しているところです。障害福祉サービスの向上のため、平成30年7月診療分から全年齢の受給者を「現物給付」の対象とします。

保険診療の一部負担金につきましては、従前からあります国の公費負担医療に係る請求書の記載方法と同様に、診療報酬明細書に、町の重度心身障害者医療費の公費負担番号を記載し、社会保険診療報酬支払基金埼玉支部及び埼玉県国民健康保険団体連合会に請求をしていただきます。

《現物給付限度額》

1か月あたりの現物給付は、1医療機関等（総合病院は1診療科目）の入・通院別で月額21,000円未満となります。21,000円以上の場合は、従来どおり窓口払い（償還払い）となりますので、当初、現物給付で診療を開始し、同月の途中で21,000円以上となった場合、該当する診療科目の当月分は償還払いとなります。

診療月において、限度額21,000円を超えるような受給者については、現物給付ではなく、月の途中で同月当初に遡り償還払いになることを事前にご説明くださるようお願いします。

《公費負担番号（8桁）》

埼玉県で指定された公費負担番号です。 窓口で必ず重度心身障害者医療費受給者証の確認をお願いします。

吉見町 82110552

《その他》

他の公費負担医療制度に自己負担額がある場合は、その自己負担額分が現物給付の対象となります。

《問合せ》

吉見町 福祉町民課 0493-63-5012（直通）